

首長と国会議員の兼職に関する指定都市市長会の提案（案）新旧対照表

改正後	改正前
○首長と国会議員の兼職に関する指定都市市長会の提案（案） 平成24年11月5日市長会 現在、国が<u>進める地域主権改革</u>については義務付け・枠付けの見直しなど一定の進展が見られた分野もあるものの、<u>国の出先機関改革などについては足踏みが続いており、改革は十分とは言えない状況である。</u> この改革の一環として、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案及び実施について、<u>地方の意見を国政に反映させる一つの仕組みとして、「国と地方の協議の場」が法制化された。</u> 今後は、この協議の場を<u>的確に運営していくとともに、真の分権型社会を実現するために、地域の実情を国政に確実に反映することができる仕組みづくりを更に進める必要がある。</u> 指定都市市長会では、その一つの方策として、<u>環境等が異なる全国の様々な地域において、国民に身近な場で責任を持って自治体運営を行っている地方自治体の首長が、国民の代表たる国会議員となり、国会での議決権等を持つことの有効性について、二院制における参議院のあり方を含めた国会制度改革も視野に入れながら、議論を重ねてきたところである。</u> 以上のことから、次のとおり提案する。 1 地方自治体の首長が、在職中に国会議員の候補者となることができるよう、公職選挙法を改正すること 2 <u>地方の声を国政に反映する仕組みの一つとして、地方自治体の首長と国会議員の兼職が可能な仕組みについて検討を進めること</u>	○首長と国会議員の兼職に関する指定都市市長会の提案（案） 平成24年7月20日市長会 現在、国において<u>地域主権改革が進められており、政府の方針を示した「地域主権戦略大綱」においては、「国のかたちについては、国が一方的に決めて地方に押し付けるのではなく、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働してつくっていく」としている。</u> この改革の一環として、<u>国と地方の役割分担や地方行財政、税制度など、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案及び実施について、法律で「国と地方の協議の場」を設置し、議論する場を設けたことは、地方の意見を国政に反映させる一つの仕組みとして期待を寄せているところである。</u> 今後は、この協議の場を<u>更に充実したものとする</u>ことはもとより、<u>真の分権型社会にふさわしい制度の構築に向けて、更なる改革を進めていくためには、地域の実情を国政に確実に反映させていくことができる仕組みが必要である。</u>その一つの方策として、国民に身近な場で責任を持って自治体運営を行っている地方自治体の首長が、国民の代表たる国会議員となり、国会での議決権等を持つことは<u>大変有効である。</u> 以上のことから、次のとおり提案する。 1 地方自治体の首長が、在職中に国会議員の候補者となることができるよう、公職選挙法を改正すること 2 地方自治体の首長と国会議員を<u>兼職</u>できるよう、<u>国会法及び地方自治法を改正すること</u>